

第496回（臨時）福崎町議会会議録

令和3年5月1日（土）
午前9時30分開 会

○令和3年5月1日、第496回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	石川 治	8番	城谷 英之
2番	植岡 茂和	9番	竹本 繁夫
3番	宇崎 壽幸	10番	富田 昭市
4番	牛尾 雅一	11番	前川 裕量
5番	大塚 記美代	12番	松岡 秀人
6番	河嶋 重一郎	13番	三輪 一朝
7番	小林 博	14番	吉高 平記

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木 秀人 主 査 塩見 浩幸

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎 吉晴	副 町 長	近藤 博之
教 育 長	高橋 渉	公営企業管理者	福永 聡
技 監	野邊 正彦		
総務課 長	尾崎 俊也	企画財政課 長	吉田 利彦
税務課 長	三木 雅人	地域振興課 長	成田 邦造
住民生活課 長	大塚 久典	健康福祉課 長	谷岡 周和
農林振興課 長	松岡 伸泰	まちづくり課 長	山下 勝功
上下水道課 長	橋本 繁樹	学校教育課 長	大塚 謙一
社会教育課 長	松田 清彦		

○欠席した職員

会計管理者 小幡 伸一

○議事日程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長選挙
- 追加第1 会議録署名議員の指名
- 追加第2 会期の決定
- 追加第3 副議長選挙
- 追加第4 議席の指定
- 追加第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
- 追加第6 中播衛生施設事務組合議員の選挙
- 追加第7 姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙
- 追加第8 くれさか環境事務組合議員の選挙
- 追加第9 諸報告

- 追加第10 議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 追加第11 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 追加第12 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長選挙
- 追加第1 会議録署名議員の指名
- 追加第2 会期の決定
- 追加第3 副議長選挙
- 追加第4 議席の指定
- 追加第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
- 追加第6 中播衛生施設事務組合議員の選挙
- 追加第7 姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙
- 追加第8 くれさか環境事務組合議員の選挙
- 追加第9 諸報告
- 追加第10 議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 追加第11 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 追加第12 閉会中の継続調査申出

○議案件名

- 報告第27号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町手数料条例の一部を改正する条例）
- 議案第29号 教育委員会委員の任命について
- 議案第30号 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 議案第32号 令和3年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第33号 監査委員の選任について

開会及び開議

事務局 局長 皆様、おはようございます。

高い席からではございますが、開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、このたびの議会議員選挙に当選され、本当におめでとうでございます。心からお祝いを申し上げます。

私は、議会事務局長の岩木秀人でございます。

さて、本日招集されました第496回福崎町議会臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。したがって、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいま出席議員の中で年長の議員は小林博議員でございますので、ご紹介申し上げます。

小林博議員、議長席に着席をお願い申し上げます。

(年長の議員、議長席に着く)

臨時議長 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介を受けました小林博でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いをいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症につきまして、引き続き感染防止対策を行う中での開催となります。会議中は発言時間を含め、マスクの着用をお願いいたします。なお、演壇、質問席及び議長席については、マウスシールド等の着用を可といたします。換気のため、傍聴席入り口のドアを開けて進めさせていただきます。手指消毒液を議場ロビーに配置しておりますので、ご利用ください。議場に入場される方の検温を実施しておりますので、ご協力をお願いいたします。感染症の予防及び拡大防止に配慮して運営してまいりたいと思いますので、議員、理事者及び傍聴の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、事務局及び総務課から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

この際、お諮りいたします。

このたびの選挙において、お互いに当選の榮譽をいただき、議席を得たのでありますが、住所、氏名程度の簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 ご異議がないようでございますので、自己紹介をお願いいたします。

ただいまの着席番号順に自席でお願いいたします。

それでは、石川議員から順にお願いいたします。

石川 治議員 住まいは新町の石川治でございます。このたびから初めてお世話になります。どうぞよろしく願いします。それから、これから面白い町をつくるために邁進していきたいと思っております。どうぞよろしく願いします。

植岡茂和議員 植岡茂和です。出身地区は馬田区になります。これから皆さんと元気な町にしたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

宇崎壽幸議員 宇崎壽幸でございます。地区は八千種地区でございます。4年間、また皆さんよろしく願いいたします。

牛尾雅一議員 東大貫地区から出させていただいております牛尾雅一でございます。どうぞよろしく願いいたします。

大塚記美代議員 西治、西谷から参りました大塚記美代でございます。よろしく願いいたします。

河嶋重一郎議員 東田原の亀坪から出させていただいております河嶋重一郎です。よろしく願いいたします。

城谷英之議員 城谷英之でございます。出身地区は八千種、庄になっております。どうぞよろしく願いをいたします。

竹本繁夫議員 竹本繁夫です。住所は南田原、西光寺区です。どうぞよろしく願いいたします。

富田昭市議員 富田昭市でございます。地区は駅前区であります。所属は公明党に所属しております。よろしく願いいたします。

前川裕量議員 前川裕量でございます。出身地区は余田区でございます。どうぞよろしく願いいたします。

松岡秀人議員 松岡秀人でございます。地区は南田原、中島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

三輪一朝議員 大門地区の三輪一朝でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

吉高平記議員 おはようございます。吉高平記です。地区は高岡、桜です。よろしくお願い申し上げます。

小林 博議員 最後に、私、新町の小林博でございます。よろしくお願いいたします。

臨時議長 以上で議員の自己紹介が終わりました。

ここで、尾崎吉晴町長から議員の皆様にご挨拶をしたい旨の申出がありましたので、お受けしたいと思っております。

町長 皆様、おはようございます。第496回福崎町議会臨時会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

新緑が目まぶしい好季節となりましたが、再び新型コロナウイルスの感染が拡大し、3度目の緊急事態宣言が発出されるなど、予断を許さない状況になっています。

福崎町にも、本日、約500人分、5月5日に約500人分の新型コロナワクチンが届くことになっています。まず65歳以上の高齢者に接種をしていただきますが、重症化やクラスター発生のリスクを考慮して、施設入所の高齢者に優先接種をいたします。一般の高齢者は最初の接種を5月9日にエルデホールで、次いで5月13日に保健センターで実施いたします。その後は、ワクチンが届く状況に応じてということになりますが、順次接種を行いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

さて、ご出席いただいている議員の方々は、4月25日執行の議会議員選挙を見事勝ち抜かれ当選されました。誠にめでたうございます。

皆さんは選挙に当たって町民の皆様にご約束をされ、また、様々な声を聞かれたことと存じます。そのことを町政に反映できるように、4年間、力いっぱい頑張ってくださいよう、心よりお願いをいたします。

私も2年前の選挙で当選させていただきました。その所信は今も変わりありません。私の町政に取り組む姿勢は、公平公正な行政を進めていくということです。そうすることで、町民の皆様から信頼される住みよいまちづくりが進められるものと信じております。

福崎町は町制施行から65年がたちますが、教育、文化、福祉を変わず大切にしていまいました。この原点は忘れないように、これからも町政を進めていきたいと考えております。子どもたちが伸び伸び育ち、若い世代がはつらつと働き、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりを進めてまいります。

議員の皆様のご協力を得ながら、福崎町の発展と町民の幸せのために全力で取り組みますので、よろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶、並びに皆様への祝福の言葉とさせていただきます。

臨時議長 次に、理事者の方の自己紹介を自席で順にお願いいたします

町長 町長の尾崎吉晴でございます。住まいは田口です。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長 副町長の近藤博之でございます。住まいは北野です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 教育長の高橋渉でございます。住まいは南田原、西光寺在住でございます。よろしくお願いいたします。

公営企業管理者 公営企業管理者の福永聡でございます。住まいは亀坪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

技監 技監の野邊正彦でございます。県からの派遣職員で、住まいは稲美町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長 総務課長の尾崎俊也でございます。住まいは市川町でございます。よろしく
お願いいたします。

企画財政課長 企画財政課長の吉田利彦でございます。高橋区に住んでおります。よろしく
お願い申し上げます。

税務課長 税務課長の三木雅人でございます。住まいは南田原、中島でございます。よ
ろしくお願いいたします。

健康福祉課長 健康福祉課長の谷岡周和でございます。住まいは南大貫です。どうぞよろしく
お願いいたします。

住民生活課長 住民生活課長の太田でございます。住まいは香寺町でございます。よろしく
お願いいたします。

まちづくり課長 まちづくり課長の山下勝功でございます。住まいは田口区でございます。ど
うぞよろしくお願いいたします。

農林振興課長 農林振興課長の松岡伸泰です。住まいは馬田区です。どうかよろしく
お願いいたします。

社会教育課長 社会教育課長の松田清彦です。住まいは大門です。どうぞよろしく
お願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の太田謙一でございます。住まいは姫路市です。どうぞよろしく
お願いいたします。

上下水道課長 上下水道課長の橋本繁樹です。住まいは山崎区でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

地域振興課長 地域振興課長の成田邦造です。また、観光交流室の室長を兼務して
おります。姫路のほうから参っております。よろしく
お願いいたします。

臨時議長 以上で自己紹介を終わります。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よ
つて、第496回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

なお、本日の会議に小幡会計管理者から欠席届が出ておりますので報告して
おきます。

ただいまから、第496回福崎町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。
恐れ入りますが、理事者の皆様には、ここで退席をお願いしたいと思います。
しばらく休憩いたします。

(理事者退席)

◇

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時49分

◇

臨時議長 会議を再開いたします。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長選挙

臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

これから議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、福崎町議会基本条例第3条第6項の規定により実施するもので、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで、町民に分かりやすい議長の選出を行うことを目的とするものであります。

あらかじめ1名の議員から申出がありました。

申出のありました城谷議員の所信表明を行います。

城谷議員、お願いいたします。

城谷英之議員 皆さん、おはようございます。

議長選挙に当たり、決意を申し上げます。

昨年、感染拡大している新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を目指し、かつアフターコロナを想定した地域経済の活性化、町民生活の安定を見据え、町行政と議会が一丸となって一層の対策に取り組まなければなりません。

加えて、以前より課題である人口減少や少子高齢化による社会保障費の負担増や地域経済の立て直しと教育や福祉、自然災害への対応など、多くの課題に取り組まなければなりません。

このような状況を乗り越えていくために、町政発展と町民生活の向上のため、今まで以上に町民の皆様の声に耳を傾け、福崎町の意味決定機関として、その機能を十分に果たす必要があります。町民の皆様から寄せられる多くの声を町政へ届け、限られた財源をより効果的に投資していくために町議会の果たす役割は非常に大きいものがあります。

また、町議会においては、議会改革を進め、町民の皆様へより分かりやすく理解をしていただくための取組も進めていかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症が終息するまではまだまだ時間がかかると思いますが、既にワクチン接種の準備が進み、確実にコロナ後の新しい町民生活が近づいてきており、今このときが、私たち福崎町議会が町民の皆様と一緒に未来を築き上げる大事なときだと思っております。

福崎町は工業団地があり、昼間人口も多く、まさに働く町であります。周辺地域の原動力だと思っております。住んでよかった、住み続けたいまち福崎を目指し、福崎町に住みたい、町内外の皆様からそう思ってもらえるまちづくりを目指していきたいと思っております。

また、政治というのは一人ではできないとも思っております。私は、これから福崎町をどのようにしていけばよいのかを考えた際、各常任委員会で皆さんと一緒に政策提言をつくり上げ、これから福崎町はこうしていかなければならない、そういった皆様の福崎を思う気持ちこそが、これからの福崎に必要ななってくると思っておりますので、皆様のお力添えをお願いいたします。

また、しっかりと議員活動をするためには、体調管理も日頃の行動も言動も含めて気を引き締めていく必要を感じております。ましてや議長という大変重要なポストに手を挙げるからには、全てのことに對し襟を正し、集中をした上で仕事をしていきたい。その気持ち一本であります。

結びに、未曾有の難局である新型コロナウイルス感染症の終息をさせ、一日も早く町民生活を取り戻すため、誠心誠意、議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、議員各位のご賛同を心からお願いを申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。

臨時議長 ここで議員の皆様申し上げます。

ただいま行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長

選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知願います。

これより議長選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法とがありますが、いずれの方法とすべきかお諮りいたします。

(「投票」の声あり)

臨時議長 ただいま投票との声がありますが、選挙の方法は投票によることとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は投票によることと決定いたしました。

準備のため、しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

◇

臨時議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど選挙の方法が決定いたしましたので、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

臨時議長 ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に

1番、石川 治議員

9番、竹本繁夫議員

以上の両議員を指名いたします。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長 「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長の点呼に応じて、記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱へ投函し、席へ帰っていただく方法でお願いします。

それでは、事務局長に点呼を命じます。

事務局長 それでは、命によりまして点呼をいたします。よろしく願い申し上げます。議席順に申し上げます。

1番、石川 治議員

2番、植岡茂和議員

3番、宇崎壽幸議員

4番、牛尾雅一議員

5番、大塚記美代議員

6番、河嶋重一郎議員

7番、小林 博議員

8番、城谷英之議員

9番、竹本繁夫議員
10番、富田昭市議員
11番、前川裕量議員
12番、松岡秀人議員
13番、三輪一朝議員
14番、吉高平記議員

臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。

よって、投票の終了を宣告いたします。

投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

臨時議長 これより開票を行います。

1番、石川治議員、9番、竹本繁夫議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

臨時議長 それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数14票。

うち、有効投票14票。無効投票0票。

有効投票のうち、

城谷英之議員 12票

河嶋重一郎議員 2票

以上のとおりです。

法定得票数は有効投票数の4分の1となりますので、この選挙の法定得票数は4票です。

よって、城谷議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

臨時議長 ただいま議長に当選された城谷議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

新しい議長が誕生いたしましたので、これにより新議長の挨拶を受けたいと思います。

これをもって私の臨時議長の職を解かせていただきます。不慣れな中でありましたが、皆様のご協力、ありがとうございました。無事終えることができました。ありがとうございました。

(臨時議長退席、新議長、議長席に着く)

議長 議長就任に当たり、高いところからではございますが、一言ご挨拶を申し上げます。

栄えある福崎町議会議長にご選任を賜り、心より感謝申し上げます。

私にとりまして身に余る光栄に存じますとともに、この重責に身の引き締まる思いでございます。

今、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、町民生活をはじめ、経済活動などに大きな影響を与えております。まだまだ大変な時期は続きますが、皆様方のお力添えをいただきながら、本町の発展のため円滑な議会運営に努め、様々な課題に対し、迅速かつ的確な施策を実現できるよう、力を尽くしてまいります。

どうぞ、今後とも皆様方の温かいご支援とご指導ご鞭撻を賜りますようお願い

を申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 10 時 31 分

◇

議 長 会議を再開します。
お諮りいたします。
お手元に配付しております追加議事日程を本日の日程に追加することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定をいたしました。

追加日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 追加日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第 120 条の規定により議長が指名をいた
します。
2 番、植岡茂和議員
10 番、富田昭市議員
以上の兩名にお願いをいたします。

追加日程第 2 会期の決定

議 長 次の日程は、会期の決定であります。
お諮りいたします。
今臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日間とすることに決定をいたしました。

追加日程第 3 副議長選挙

議 長 次の日程は、副議長選挙であります。
これから副議長志願者の所信表明を行います。
この所信表明は、福崎町議会基本条例第 3 条第 6 号の規定により実施するもの
で、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで、町民に分
かりやすい副議長の選出を行うことを目的とするものです。
あらかじめ 2 名の議員から所信表明の申出がありました。
ここで、複数の議員から申出がありますので、所信表明の順序を決定するくじ
を行います。
くじは 11 番と 12 番の 2 本があります。
くじを引く順序は所信表明の申出をされた順序とし、若いほうの番号、つまり
11 番のくじを引いた議員から順に所信表明を行っていただきます。
準備のため、暫時休憩をいたします。

◇

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

◇

- 議 長 それでは、会議を再開いたします。
- 申出の順に指名を呼び上げますので、くじをお引きお願いいたします。
- 牛尾議員。
- 竹本議員。
- くじの結果、所信表明の順序は、1番に牛尾雅一議員、2番目に竹本繁夫議員と決定をいたしました。
- それでは、牛尾雅一議員から所信表明を行います。
- 牛尾雅一議員 失礼いたします。牛尾雅一でございます。
- 福崎町議会の副議長選挙の立候補に当たり、所信表明をさせていただきます。
- 初めに、このたびの福崎町議会議員選挙は、新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めがかからない状況下で集会や握手を控えるなど、選挙活動にも様々な制約があり、さらに投開票日には緊急事態宣言が発令されるなど、異例の選挙戦となりました。そのようなコロナ禍の選挙で投票率が僅かながら前回は上回ったことは大変喜ばしいことだと思っております。この結果は、選挙制度の改正による選挙運動用ビラや選挙公報の配布などの効果もあったと思いますが、何より、それ以上に選挙の争点にもなりました新型コロナウイルス対応や今後の地域振興策をめぐって住民の皆様への政治への関心の高まり、行政サービスへの期待やニーズが高まっているからのほかにありません。
- 行政と議会という二元代表制は、よく車の両輪に例えられます。執行機関である町、議決機関である議会は独立した対等の立場で町政を担い、牽制と調和により公正な行政を確保し、住民の皆様の安心・安全な生活、生命と財産を守っていくものだと思っております。そして、議会の最も重要な役割は、その行政のチェック機能、さらには住民の視点に立った政策提言だと思っております。
- それらを実現し、持続可能なものにしていくためには、円滑な議会運営、闊達な議論、この2つが議会において必要不可欠だと考えております。
- 1点目の円滑な議会運営につきましては、福崎町議会基本条例及び福崎町議会議員政治倫理条例に基づき、引き続き公正公平で透明性のある議会づくりを推進してまいります。同時に住民の皆様にとって議会が身近な存在になるように開かれた議会づくりを推進してまいります。例えば議会の土日開催、SNSでの情報発信、オンライン報告会など、議会活動の見える化によって住民参画を促進していく取組を議論し、議会改革を推進してまいります。
- 2つ目の闊達な議論につきましては、私は、これまで本会議の一般質問、委員会の質疑、各種会合での協議など、町長をはじめ、町職員の皆様と様々な議論を通して提言や要望を行ってまいりましたが、議会として政策立案力のさらなる向上を目指していきたいと思っております。その根底には、住民の皆様から頂いた生の声を町政に届けたいという思いがあります。議員は住民の皆様の代表者であり、議会は民主主義の骨幹でありますので、社会状況を踏まえた上で、町内の現状と課題をしっかりと把握し、少数派の意見にも真摯に耳を傾け、対話と議論を尽くして結論を導き出していくように努めてまいります。また、ウィズコロナ時代、ポストコロナ時代を見据えた政策研究会や先進地視察など、議員各位が連携協力しながら切磋琢磨して、スキルアップしていけるような研修体制を構築してまいります。

以上のように、これまでの議員3期の経験や築いてきた町内外への人脈を生かし、この4期目は副議長として、先ほど選出されました城谷議長をしっかりと補佐し、よりよい議会づくりに全力を尽くしていく所存でございます。

また、副議長という役職は、町内外での公務や式典、行事などに出席する機会が増えます。そうした中で、あらゆる方々とコミュニケーションを図り、PRや広報、情報発信を行い、福崎町と福崎町議会を知っていただくよう努めていくことも重要であると認識をしております。

さらに、今回は議員の入替えもありましたので、期数を重ねられたベテラン議員各位、今回新たに当選された議員各位、その橋渡し役として尽力させていただきたいと思っております。

最後になりましたが、福崎町第5次総合計画、「住んで、学んで、働いて、未来につながる福崎」の実現による福崎町のさらなる発展と住民の皆様の福祉向上に向けて、会派や党派、委員会を超えて情報共有や意見交換ができる建設的な議会を目指し、チーム福崎町議会として、議員各位が一致団結していけるように全力で尽くしてまいりたいと考えております。

どうか、議員各位のご理解とご賛同を賜りますよう、心からお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

議長 次に、竹本繁夫議員の所信表明を行います。

竹本繁夫議員 失礼いたします。竹本繁夫です。

私は、このたび福崎町議会副議長への立候補に際し、所信表明をさせていただきます。

二元代表制の議会は、町政の意思決定を行い、町がこれを誠実に執行する。また、議会としては予算の執行が適正、公正、効率的に行われているのか、監視の役目となります。また、議会と行政との間には一定の距離を保ち、緊張関係が必要と考えております。

また、限られた財源の中で、議論を尽くし、住民の声を聞き、住民とのパイプ役に徹し、子育て支援や住民のために安心・安全に暮らせるまちづくりをつくり、共生社会の実現に取り組み、議会改革にも力を注いでいきたいと、そのように思っております。

そして、副議長として、議長の不在時や議長のサポート役としても議会運営の一役を担わせていただきたく、当たり前のことですが、福崎町発展のため、住民の代表としても、議会人としても、一生懸命努めてまいりますので、議員各位の皆様のご理解、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、所信表明とさせていただきます。

議長 ここで議員の皆様申し上げます。ただいま行いました副議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。

したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に投票する投票も有効であるので、ご承知お願いたします。

これより、副議長選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と、指名推選による方法とがありますが、いずれの方法とするべきか、お諮りいたします。

(「投票」の声あり)

議長 ただいま、投票の声がありました。選挙の方法は投票によることとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、副議長選挙の方法は投票によることと決定をいたしました。
諸準備のため、しばらく休憩をいたします。

◇

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
先ほど選挙の方法が決定しましたので、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

議 長 ただいまの出席議員数は、14名であります。
次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に

3番、宇崎壽幸議員

11番、前川裕量議員

以上の両議員を指名いたします。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議 長 「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長の点呼に応じ、記載台において、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いいたします。

なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱に投函し、自席へ帰っていただく方法をお願いをいたします。

それでは、事務局長に点呼を命じます。

事務局長 それでは、命によりまして点呼をいたします。よろしくお願い申し上げます。
議席順に申し上げます。

1番、石川 治議員

2番、植岡茂和議員

3番、宇崎壽幸議員

4番、牛尾雅一議員

5番、大塚記美代議員

6番、河嶋重一郎議員

7番、小林 博議員

8番、城谷英之議員

9番、竹本繁夫議員

10番、富田昭市議員

11番、前川裕量議員

12番、松岡秀人議員

13番、三輪一朝議員

14番、吉高平記議員

議 長 投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 投票漏れなしと認めます。
よって、投票の終了を宣告いたします。
投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。
(投票箱閉鎖)
- 議 長 これより開票を行います。
3番、宇崎壽幸議員、11番、前川裕量議員、開票の立会いをお願いします。
(開 票)
- 議 長 それでは、選挙の結果を報告します。
投票総数14票。
うち、有効投票14票。
有効投票のうち、
竹本繁夫議員 8票
牛尾雅一議員 6票
以上のとおり、法定得票数は有効得票数の4分の1となりますので、この選挙
の法定得票数は4票です。
よって、竹本繁夫議員が副議長に当選をされました。
議場の閉鎖を解きます。
(議場を開く)
- 議 長 ただいま副議長に当選されました竹本繁夫議員が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。
ただいま当選されました副議長から、就任のご挨拶を受けたいと思いますので、
副議長、演壇へどうぞ。
- 副 議 長 就任に当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。
福崎町議会副議長という重責を賜り、身に余る光栄な思いと思えます。
所信表明でも述べさせていただいたことを守り、福崎町発展のために、私は一
生懸命取り組みますので、どうかよろしく願いいたします。
私の就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 議 長 しばらく休憩いたします。
なお、11時35分から全員協議会を開催いたしたいと思っておりますので、第1委
員会室にご参集くださいますようお願いを申し上げます。
◇
休憩 午前11時15分
再開 午後 2時28分
◇
- 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
先ほど議長選挙で議長に就任することになりました城谷英之でございます。ど
うぞよろしくお願いをいたします。
お諮りします。
お手元に配付しております追加議事日程を本日の日程に追加することにご異議
ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定をいたしました。

追加日程第4 議席の指定

議 長 次の日程は、議席の指定であります。
会議規則第4条第1項の規定により、議席は一般選挙後最初の議会において議長が定めることになっております。
ただいまより議席の指定をいたします。
1番、三輪一朝議員
2番、石川 治議員
3番、大塚記美代議員
4番、吉高平記議員
5番、河嶋重一郎議員
6番、牛尾雅一議員
7番、富田昭市議員
8番、宇崎壽幸議員
9番、植岡茂和議員
10番、前川裕量議員
11番、松岡秀人議員
12番、小林 博議員
13番、竹本繁夫議員
14番、城谷英之
以上のように議席を決定いたしました。

追加日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

議 長 次の日程は、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任です。
委員会条例第7条第4項により、議長が議会に諮って指名をすることになっております。
ただいまから指名いたします。
総務文教常任委員会の委員は、石川議員、大塚議員、河嶋議員、富田議員、松岡議員、竹本議員と城谷です。
民生まちづくり常任委員会委員は、植岡議員、宇崎議員、牛尾議員、小林議員、前川議員、三輪議員、吉高議員。
議会広報常任委員会委員は、植岡議員、大塚議員、石川議員、河嶋議員、松岡議員、吉高議員。
議会運営委員会の委員は、前川議員、宇崎議員、牛尾議員、小林議員、富田議員、三輪議員。
以上であります。
お諮りします。
ただいま指名のとおり、それぞれ常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員会委員、議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。
次に、各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任であります。
常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に各委員会において互選をお願いします。

暫時休憩をいたします。

◇

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時34分

◇

- 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告いたします。
総務文教常任委員会委員長に河嶋議員、副委員長に石川議員。
民生まちづくり常任委員会委員長に小林議員、副委員長に牛尾議員。
議会広報常任委員会委員長に植岡議員、副委員長に大塚議員。
議会運営委員会委員長に前川議員、副委員長に宇崎議員。
以上、各議員が委員会において互選をされましたので、ご報告いたします。

追加日程第6 中播衛生施設事務組合議員の選挙

- 議 長 次の日程は、中播衛生施設事務組合議員であります。
組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。
この議員は2名であります。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によるものと決定をいたしました。
お諮りします。
指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定をいたしました。
それでは、指名をいたします。
中播衛生施設事務組合議員に宇崎議員、石川議員を指名いたします。
お諮りします。
ただいま議長において指名いたしました宇崎議員、石川議員を中播衛生施設事務組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり中播衛生施設事務組合議員に宇崎議員、石川議員が当選をされました。
ただいま当選されました宇崎議員、石川議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第7 姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙

- 議 長 次の日程は、姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙であります。

組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。

この議員は3名であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

姫路福崎斎苑施設事務組合議員に、牛尾議員、富田議員、松岡議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました牛尾議員、富田議員、松岡議員を姫路福崎斎苑施設事務組合議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、姫路福崎斎苑施設事務組合議員に牛尾議員、富田議員、松岡議員が当選をされました。

ただいま当選されました牛尾議員、富田議員、松岡議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第8 くれさか環境事務組合議員の選挙

議 長 次の日程は、くれさか環境事務組合議員の選挙です。

組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。

この議員は3名であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名をいたします。

くれさか環境事務組合議員に、三輪議員、植岡議員、竹本議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました三輪議員、植岡議員、竹本議員をくれさか環境事務組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、くれさか環境事務組合議員に三輪議員、植岡議員、竹本議員が当選をされました。

ただいま当選されました三輪議員、植岡議員、竹本議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第9 諸報告

議長 次の日程は諸報告であります。

第495回定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。

事務局 議会活動報告をいたします。報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

4月8日、文化センターにおいて老人大学神崎・福寿学園開講式が開催され、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。

4月14日、神河町グリンデルホールにおいて、第100回神河町議会記念講演会が開催され、議長及び各議員が出席いたしました。

そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で諸報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書が議長宛に提出されております。その写しを配付しております。

追加日程第10 議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

議長 次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより議案第27号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）から議案第32号、令和3年度福崎町一般会計補正予算（第1号）についてまでの6件を議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 先刻の選挙によりまして、議会の人事が決定され、城谷議長を中心として新しい体制でスタートされることになりました。これからの町政運営に皆様方のお力添えを賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日の臨時会には議案6件を提案しています。

議案第27号及び議案第28号は、地方税法等の一部を改正する法律など、上位法令の改正による条例改正で、議会を開く時間がなく、専決処分させていただきましたが、その承認を求めるものです。

議案第29号は、3月から欠員となっている教育委員に新たに西村照明氏を任命することについて、議会の同意を求めるものです。

議案第30号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことに伴う福崎町国民健康保険条例の一部改正です。

議案第31号は、大庄屋三木家の東側土塀が倒壊し、株式会社PAGEが所有する空調室外機、給湯器、板塀等を破損した事故における損害賠償の額を定め、和解することです。

議案第32号は、令和3年度一般会計補正予算（第1号）で、先ほどの損害賠償のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金など、歳入歳出それぞれ1,040万円を増額するものです。

なお、詳細は担当の課長が説明しますので、ご審議の上、ご賛同くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

議案第27号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、詳細なる説明を担当課長に求めます。

税 務 課 長 議案第27号、専決処分の承認を求めること（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正大綱による地方税法や同法施行令など、上位法令の改正に基づき行うもので、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず令和3年3月31日に専決処分し、同年4月1日から施行するもので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、持続可能で活力ある地方をつくるため、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要であり、地方公共団体が地域における感染症対策の主体であることや、産業や企業をめぐる環境が激変している状況を踏まえ、固定資産税における評価替えへの対応を含め、地方税制について所要の措置を行うものです。

地方税、とりわけ市町村の税金について見てみますと、どちらかといえば改正点の少ないものとなっています。

議案第27号資料1ページ、2ページに町税に関係する部分の主なものについて概要をお示ししておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

資料1ページの左側をご覧ください。

最初に固定資産税（土地）の負担調整措置についてです。宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において、価格の下落修正を行う措置、並びに商業地等に係る現行の負担調整措置の仕組みを継続した上で、新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地について、右のイメージ図のとおり、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講じます。

次に、資料2ページをお願いいたします。

上段の軽自動車税環境性能割の見直しです。今回の見直しにつきましては、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことにより、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものであり、令和2年度末が見直しの時期に当たることから、目標年度が到来した令和2年度燃料基準の達成状況も

考慮しながら、令和12年度燃料基準の下で税率区分を見直すものです。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮し、臨時的軽減として、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに自家用乗用車を取得した場合、表の税率からそれぞれ1%が軽減されます。

その下の軽自動車税グリーン化特例の見直しでは、種別割のグリーン化特例について、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、適用対象を電気自動車等に限定しない種別においても、重点化及び基準の切替えを行った上で2年間延長するものです。

以上の説明のほか、個人町民税均等割、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しや、令和4年度分以後の個人町民税について適用となる住宅借入金等特別控除の拡充・延長なども併せて行い、併せまして法制上の文法や用語の整備など、幾つかの文言の整理も同時に行います。

資料3ページ以降には、新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第27号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町手数料条例の一部を改正する条例）について、詳細なる説明を担当課長に求めます。

健康福祉課長 議案第28号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今回の改正は、福崎町手数料条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

議案第28号資料1ページをご覧ください。改正の概要になります。

改正の内容は、介護保険事業において、要支援1、2の方などが介護予防サービスや介護予防生活支援サービスを受けられる際にケアプランとなる介護予防支援計画や介護予防ケアマネジメントの作成手数料について、福崎町では手数料条例に定めていましたが、これらは介護保険法に定められており、介護保険の報酬改定があった際などには、法律改正により改定されているものです。加えて、この作成料は、国民健康保険団体連合会から地域包括支援センターへ支払われるもので、利用者に負担していただくものではないことから、地方自治体が手数料条例に定める必要がありませんでした。また、令和3年度の介護報酬改定に伴い、この作成料の改定がなされており、このまま手数料条例に定めていることは適切ではないことから、福崎町手数料条例第2条第7項及び別表に掲げる介護予防支援計画作成手数料、介護予防ケアマネジメント手数料を削除する改正を専決処分により行うものです。なお、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

議案資料2ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第28号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 次に、議案第29号、教育委員会委員の任命について、詳細なる説明を副町長に求めます。

副 町 長 議案第29号、教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て行います。

教育委員会は教育長と4名の教育委員で組織されており、教育に関する事務の管理・執行を行います。委員の任期は4年であります。

本議案は、3月から欠員となっております教育委員に西村照明氏を任命したいの

で、議会の同意をお願いするものです。

西村照明氏の住所は、福崎町福田377番地17。昭和55年10月2日生まれの40歳であります。

なお、本議案に係る西村氏の任期は前任者の残任期間である令和5年9月30日までとなります。

西村氏の経歴につきましては、議案第29号資料1ページをご覧ください。

最終学歴、職歴、役職歴につきましては、左側に記載のとおりです。また、右側には、西村氏の私の抱負、2ページには教育委員の任期一覧表をお示ししていますので、ご参照ください。

西村氏は役職歴にありますように、小中学校PTAの役職を歴任され、保護者の立場で教育行政にご協力いただきました。人格が高潔で、教育及び文化に関し高い理解力をお持ちで教育委員として適任であり、福崎町の教育行政の推進・向上に取り組んでいただけるものと確信をしておりますので、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第30号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、詳細なる説明を担当課長に求めます。

健康福祉課長 議案第30号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第30号資料1ページをご覧ください。改正の概要になります。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、傷病手当の支給に係る規定を整備するものです。改正内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則において、新型コロナウイルス感染症の定義が規定されており、条例において、その規定を引用しておりましたが、特別措置法における規定が削除されたため、新型コロナウイルス感染症の定義を定めるものです。併せて、附則第2条中に所得税法の法令番号を加えます。

なお、この条例は公布の日から施行をいたします。

議案資料2ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第30号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 次に、議案第31号、損害賠償の額を定め和解することについて、詳細なる説明を担当課長に求めます。

社会教育課長 議案第31号、損害賠償の額を定め和解することについて、ご説明申し上げます。

この件は、社会教育施設の管理瑕疵による損害に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第31号資料に事故発生場所位置図と状況図をお示ししておりますので、ご参照ください。

事故の発生は、令和3年1月23日、午前8時50分頃。発生場所は、福崎町西田原1106番地。大庄屋三木家住宅地内で、相手方は株式会社PAGEでございます。事故の概要は、大庄屋三木家住宅の角蔵から約5メートル残存している土塀が西側に倒壊し、土塀に沿って設置されていた株式会社PAGE所有の空調室外機4台、給湯器2台と板塀を損壊したものです。

損害賠償の額を損壊した機器や構築物の改修に要する費用429万5,838円と定め、和解しようとするものです。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、

ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第32号、令和3年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について、詳細なる説明を担当課長に求めます。

企画財政課長 議案第32号についてご説明申し上げます。

令和3年度福崎町補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,040万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を82億7,340万円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明いたします。5ページ、6ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第32号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 議案について説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町手数料条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第29号、教育委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第30号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第31号、損害賠償の額を定め和解することについて、質疑はありませんか。

1 0 番 このたびの土塀損壊はあれなんですけど、ほかにこれと類する土塀はないんでしょうか。

社会教育課長 大庄屋三木家住宅の土塀につきましては、南側と北側、その土塀につきましては改修工事を既に終えております。

このたび倒壊しました東側の土塀と西側にも土塀がございます。その土塀につきましても、このたびの土塀倒壊によりまして、県の文化財の担当者、それから文化財の建築専門家にも現状を確認していただいております。対応等、求めてまいりました。そういった中で、今後、必要な部分については、改修計画を立てさせていただいて、県の補助に基づいて執行していきたいというふうに考えております。

1 0 番 もちろん文化財ということで、なかなか修理等も簡単にできないと思います。ただ、今回こういった大きな倒壊があった。たまたま物損だったからよかったものの、人だったら、やはりもっと大きな問題になっていたと思うんです。

そういった観点からも、今言われた、昭和初期、また明治後期ですかね、辺りに建てられたものという、貴重な文化財でもありますけれど、やはりけが等がな

いようにだけ、きっちりと対応のほうお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

社会教育課長 対応の必要性、そういった部分も十分確認をさせていただきながら、文化財の県の補助なんかの申請も行った上で、対応のほうを進めさせていただきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第32号、令和3年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本臨時会に付議されました全ての議案に対する質疑を終結いたします。

この際お諮りします。

議案第27号から議案第32号までの6議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第32号までについては、本会議において即決することに決定をいたしました。

それでは、討論・採決に入ります。

議案第27号、専決処分の承認を求めることについて(福崎町町税条例等の一部を改正する条例)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議 長 次に、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(福崎町手数料条例の一部を改正する条例)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

- 議 長 次に、議案第29号、教育委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第29号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)
起立全員であります。
よって、議案第29号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
- 議 長 次に、議案第30号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、
討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)
起立全員であります。
よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
- 議 長 次に、議案第31号、損害賠償の額を定め和解することについて、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第31号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)
起立全員であります。
よって、議案第31号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
- 議 長 次に、議案第32号、令和3年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、
討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)
起立全員であります。
よって、議案第32号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

追加日程第11 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

- 議 長 この際お諮りいたします。
議事日程の追加であります。
議案第 33 号、監査委員の選任について、本日の日程に追加し、直ちに議題と
したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 33 号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。
資料配付のため、暫時休憩をいたします。
- ◇
- 休憩 午後 3 時 23 分
再開 午後 3 時 23 分
- ◇
- 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
本件は地方自治法第 117 条の規定により、議員の除斥対象となりますので、
三輪一朝議員の退席をお願いいたします。
暫時休憩します。
- (三輪一朝議員退席)
- ◇
- 休憩 午後 3 時 23 分
再開 午後 3 時 23 分
- ◇
- 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
それでは、上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。
- 町 長 議案第 33 号、監査委員の選任について、提案させていただきます。
氏名は三輪一朝さんです。経歴等につきましては、後ほど副町長が説明をいた
しますが、人格高潔で見識は優れておられます。福崎町の監査委員としてふさわ
しい方であると確信し、提案させていただいておりますので、よろしくお願いを
いたします。
- 議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。
それでは、議案第 33 号、監査委員の選任について、本案に対する詳細なる説
明を求めます。
- 副 町 長 議案第 33 号、監査委員の選任について、ご説明申し上げます。
本案件は人事案件で、地方自治法第 196 条第 1 項並びに福崎町監査委員条例
第 1 条に基づき、町長が議会の同意を得て選任をするものであります。
監査委員のうち、町議会議員から選任されていた前任者の任期が令和 3 年 4 月
30 日で満了していますので、新たに選任を提案するものであります。
住所は福崎町東田原 1239 番地 1、氏名、三輪一朝、生年月日、昭和 33 年
7 月 5 日生まれ、現在 62 歳でございます。
委員の任期につきましては、地方自治法第 197 条の規定によりまして、議会
議員の場合は議員の任期によるとなっております。また、同法第 202 条の規定に
より、監査委員に関し必要な事項は条例に委任され、福崎町監査委員に関する条
例に定められています。
ご承知のように、定期監査、臨時、随時監査及び例月出納検査等により、町の
事務事業の執行管理、財務管理、その他町行政全般にわたり監査するものであり
ます。
三輪一朝氏は、優れた識見を有する方で、法に基づき公正にして普遍の態度で

職務を執行していただける適任者でございます。ご賛同賜りますようお願い申し上げます。ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 議案第33号の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第33号について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の追加議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本会議において即決することに決定いたしました。
これより、討論・採決に入ります。
議案第33号、監査委員の選任について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決に入ります。
議案第33号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第33号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
暫時休憩いたします。
三輪一朝議員の入場をお願いします。
(三輪一朝議員入場し自席へ)

◇

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時28分

◇

議 長 会議を再開します。

追加日程第12 閉会中の継続調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。
今臨時会は一般選挙後初めての議会であります。
各委員会が議会閉会中に活動する場合は、前もって議会に議決を得ておく必要があります。
それぞれの申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、それぞれの申出のとおり許可することに決定をいたしました。
以上で、第496回福崎町議会臨時会の日程は全て終わりました。
よって、本臨時会を閉会することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、第496回福崎町議会臨時会を閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は早朝からご参集いただき、議長、副議長選挙をはじめ委員会構成、また、町長から提案のありました議案に対する慎重審議並びに適正妥当な結論づけをいただき、ありがとうございました。

議員各位のお力添え、ご協力によりまして、無事閉会をすることができました。心から深くお礼を申し上げます。

最後になりましたが、議長選挙の結果、私が皆様の推挙により議長の重任を仰せつかることになりました。議会の活性化や町民福祉の向上に微力ではありますが全力で努めてまいります。今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を心からお願いを申し上げます。

最後に、町長からご挨拶をいただきたいと思えます。

町 長 第496回福崎町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

追加で提案した議案を含めて7件の議案を全て可決していただきまして、誠にありがとうございました。

また、今臨時会では議会人事の選挙も行われました。新しい体制が決まりましたことを大変うれしく思っております。

いよいよ新体制がスタートされますが、引き続き行政と議会が両輪となって、活力にあふれる住みよい町が築けることを心から願っております。

5月3日には、町制65周年を祝う記念式典をエルデホールで開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大と緊急事態宣言の発出を受けて延期とさせていただきます。今後の日程は未定ではありますが、新型コロナウイルスの終息状況を見ながら調整いたしますので、よろしく願いをいたします。

季節は大変過ごしやすいよい季節となっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大が続いておりますので、お体には十分注意をしていただき、ご活躍されますことを心から祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議 長 これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3時33分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和3年6月

福崎町議会議長 城 谷 英 之

福崎町議会議員 植 岡 茂 和

福崎町議会議員 富 田 昭 市